

# ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 59

[事務局] 稚内市消費者センター  
稚内市中央4丁目16番2号  
稚内市保健福祉センター2階  
電話 0162-23-4133

**“ATMへ行ってください”は詐欺です！  
不審な電話にご注意ください！**

☎ 1月中旬、市内居住者に市役所の職員を名乗る者から「介護保険料の払戻金があるので、ATMで手続きをしてください。」という電話がありました。

ATMの前で電話しているのを不審に思った行員さんから市の介護保険担当課(長寿あんしん課)に確認を行なったところ、そのような連絡をした事実や手続きは無かったとの事でした。

特殊詐欺の可能性があるととして稚内警察署へ通報し、被害を未然に防ぐことができました。

★介護保険料の還付をよそおう特殊詐欺予兆事案は、市内では昨年4月にも確認されています。いずれも被害は未然に防がれていますが、道内では同様の手口で被害を受けた方もいるため、自分や家族が被害に遭わないよう、不審な電話には注意しましょう。

**▲市では、還付手続きに際してATMの操作を指示することはありません。**

▲通話しながらATMを操作していたら、ひと声掛けてみましょう。

## 【コロナ便乗詐欺に注意】

▲ワクチン接種のために金銭や個人情報電話・メールで求めることはありませんので注意しましょう！ **“新型コロナワクチン接種”は無料です！**

## 【除雪作業中の事故防止】

▲雪下ろし等除雪作業時は、家族・近所への声掛け、複数人で作業を行いましょう。

▲作業中は、携帯電話を携行し命綱やヘルメットは正しく着用しましょう。

▲はしごは固定して使用し、除雪道具の点検・手入れを忘れないようにしましょう。

▲歩行型ロータリ除雪機を使用する場合には、取扱説明書をよく読みましょう。

<安全装置が作動するか点検>

<周りに誰もいないか確認>

<雪づまりの時は必ずエンジンを止めて雪かき棒で>

<足元や障害物に注意し無理のない速度で>

## ▲ 新型コロナウイルス感染症「第6波」突入 ▲

全国でオミクロン株による感染が広がっています。感染力はデルタ株の3倍といわれており2日足らずで感染者が倍増し、連日過去最多の感染者数を更新するなど爆発的に感染が拡大しています。再度感染対策の強化が必要です。

### 【基本的な感染防止行動】

- ★「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避
- ★「人と人との距離の確保」
- ★「マスクの着用」
- ★「手洗いなどの手指消毒」
- ★「喚起」などを実施しましょう！

## 相談事例（稚内市消費者センター）

### ●身に覚えのない架空請求メールは、直ぐに削除！

#### 【相談事例】

スマートフォンに身に覚えのない不審な請求メールが届いた。怪しい内容だが、「最終通告：448,000 円」や「強制執行」など強い言葉が書かれていて不安だ。このまま無視しても大丈夫だろうか？

相手は知らないアドレスなのに、なぜ自分のメールアドレスを知っているのだろうか？

アドレスから個人情報を把握されていないか不安だ。

#### 【対処】

届いたメールにはURLはなく、相手の電話番号とメールアドレスしか記載がない。怪しいメールは開かないで削除、本文に URLがあった場合はクリックしない、電話番号には連絡しない こと等を伝えた。また、事業者は相談者のメールアドレスを知らなくてもランダムにアドレスを作成して大量にメールを送り付けている場合や、過去に何かに登録したメールアドレスの情報が洩れている場合もあるが、メールアドレスからは住所などの個人情報を把握することはできないことを伝えた。

相談者は、すぐにメールを削除し大事にはいतरなかつた。

困った時には、稚内市消費者センターへご相談ください。

稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階

電話 0162-23-4133 ・ FAX 0162-23-4134



### ☆☆☆ 無料法律相談の活用を！ ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回（原則、第2日曜日）実施しています。

向こう3ヶ月の【実施日】：2月13日・3月13日・4月10日

- 相談時間は、午前11時から午後3時までです。（相談時間は1人25分）
- 相談を希望される方は、事前に申し込みが必要です。下記へご連絡願います。
- ◆ 稚内市生活福祉部 生活衛生課 市民生活グループ 電話（直通）23-6413